



2022年9月9日

各 位

会社名 株式会社フィル・カンパニー  
 代表者名 代表取締役社長 能美 裕一  
 (コード番号：3267 東証プライム)  
 問合せ先 取締役経営管理本部長 西村 洋介  
 (TEL：03-5275-1701)

第三者割当による第1回ステップアップ型新株予約権  
 (行使要請条項付、「サステナブル TEP (※1)」) 及び第2回ステップアップ型新株予約権  
 (行使要請条項付、「サステナブル TEP」) の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2022年8月24日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による第1回ステップアップ型新株予約権(行使要請条項付、「サステナブル TEP」)及び第2回ステップアップ型新株予約権(行使要請条項付、「サステナブル TEP」)(以下、各々を「第1回新株予約権」及び「第2回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額(1,826,000円)の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2022年8月24日公表の「第三者割当による第1回ステップアップ型新株予約権(行使要請条項付、「サステナブル TEP (※1)」)及び第2回ステップアップ型新株予約権(行使要請条項付、「サステナブル TEP」)の発行に関するお知らせ」(以下「本発行に関するプレスリリース」といいます。)をご参照ください。

※1：本新株予約権と同様の資金調達手法について、その特徴を踏まえ、割当先である株式会社SBI証券(以下「割当先」という。)が使用する呼称(Sustainable Target Exercise Programの略称)。この手法は、エクイティ(新株予約権)の形態で、その資金使途と意義について、第三者評価機関よりESG及びSDGsの観点からセカンドパーティ・オピニオンを取得するファイナンスとなります。また、サステナブル TEPでは、当社が新株式の発行に際して目標とする株価(ターゲット価格)を定め、これを行使価額として設定します。セカンドパーティ・オピニオンの概要並びに本新株予約権の行使価額及びその修正条件の詳細については、本発行に関するプレスリリースをご参照ください。

(参考)

本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2022年9月9日
(2) 発行新株予約権数	4,000個 第1回新株予約権 2,000個 第2回新株予約権 2,000個
(3) 発 行 価 額	総額 1,826,000円 (第1回新株予約権1個当たり875円、第2回新株予約権1個当たり38円)
(4) 当該発行による潜在株式数	400,000株(本新株予約権1個につき100株) 第1回新株予約権 200,000株 第2回新株予約権 200,000株 いずれの本新株予約権についても、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、修正後の行使価額は固定されており、上限行使価額及び下限行使価額はありません。行使価額が修正された場合であっても、第1回新株予約権及び第2回新株予約権に係る潜在株式数はそれぞれ200,000株及び200,000株です。
(5) 調達資金の額	991,826,000円(注)

(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額 第1回新株予約権 2,000円 第2回新株予約権 3,000円</p> <p>第1回新株予約権の行使価額は、第1回新株予約権の発行後、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）が2,200円（第1回新株予約権の発行要項（以下、第2回新株予約権の発行要項と総称して又は個別に「本発行要項」といいます。）に従い調整されることがあります。）を上回る日が20取引日連続した場合、当該20取引日目の日の翌日（但し、2023年3月13日以降の日に限りません。）以降、3,500円（本発行要項に従い調整されることがあります。）に修正されます。</p> <p>第2回新株予約権の行使価額は、第2回新株予約権の発行後、終値が3,300円（本発行要項に従い調整されることがあります。）を上回る日が20取引日連続した場合、当該20取引日目の日の翌日（但し、2023年3月13日以降の日に限りません。）以降、5,000円（本発行要項に従い調整されることがあります。）に修正されます。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所が開設している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含みません。但し、気配引けの日は、取引日に含まれるものとし、当該日の最終気配値段を終値とみなして本項の規定を適用します。</p> <p>上記のとおり、いずれの本新株予約権についても、2023年3月12日以前においては、行使価額の修正は行われません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。</p>
(7) 行使期間	2022年9月12日から2025年9月11日まで
(8) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(9) 割当先	株式会社SBI証券
(10) その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結しております。本第三者割当契約において、以下の内容が定められております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回</li> <li>・割当先による本新株予約権の取得に係る請求</li> </ul> <p>また、割当先は、本第三者割当契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上